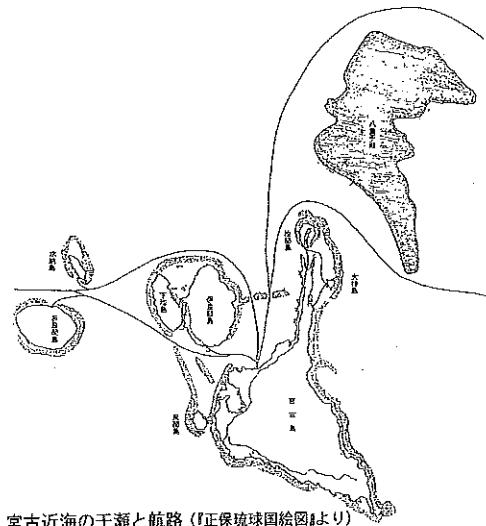


宮古諸島の遠見台と烽火の制

館長砂川玄正

1. 宮古諸島の遠見台と海上の道

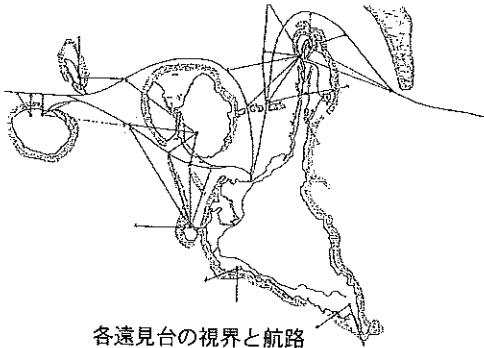


宮古近海の干瀬と航路（『正保琉球国絵図』より）

中山の各処並びに諸外島に建つ。而して、貢船二隻、久米・慶良間・渡名喜・粟国・伊江・葉壁等の島に回至すれば、即ち烽火二炬を焼き、一隻なれば即ち一炬を焼く。若し異国船隻あれば、即ち三炬を焼き、転次伝えて焼きて、以て中山に知らしむるを為す。」とあり、この制度に準じて宮古諸島の遠見台も設置されたであろうといわれている。

17世紀前後の宮古近海の航路を示した史料に『正保琉球国絵図』『元禄琉球国絵図』がある。宮古諸島の地図がほぼ正確に描かれており、各島ごとに島名・島廻り・岬名・村名等が記され、村と村をつなぐ宿道、島と島を結ぶ航路が示されている。この中の航路を見ると、宮古島の瀬戸の津口を起点に沖縄本島方面に向かう航路と八重山方面に向かう航路がある。沖縄本島方面への航路は2つのコースがあって、1つは瀬戸の津口を北上して池間島と八重干瀬の間に東に折れ、大神島の北方海上から東方海上にぬけて沖縄本島へ向かうコース、他方は八重干瀬の北方まで北上して東に折れ、八重干瀬を迂回して南東方へ進み沖縄本島へと向かうコースである。一方、八重山方面に向かう航路も2つのコースが描かれている。1つは瀬戸の津口を北上して伊良部島の北方海上を西に折れ水納水道に入って水納島・八重山方面へ向かうコース。他方は瀬戸の津口を出て伊良部島・下地島の南方海上を通り、水納水道に入って多良間島・八重山方面に向かうコースである。その他、宮古島と大神島・池間島・来間島・伊良部島とを結ぶ航路も示されている。これらの航路は島々の周囲に発達した干瀬（造礁珊瑚礁）の合間に縫うように通っているが、近世時代を通じて早船・春立船・仲立船・後立船・馬艦船・大和船・火輪船等の船隻はこれらの航路を海上の道として往き来していたのである。

2. 宮古諸島の遠見台と遠見番人



各遠見台の視界と航路

現在、遺構・伝承の確認されている遠見台は、宮古島の政庁・蔵元を中心に、北方の大神島・池間島・狩俣・島尻、西方の水納島・多良間島・伊良部島・来間島、南方の宮国・保良に所在する。遠見台の配置から、北方グループの遠見台は沖縄本島航路、西方グループの遠見台は多良間島・八重山航路、南方グループの遠見台は宮古島南方海上の監視・警備などをそれぞれ担当していたものと思料される。これらの遠見台には総計

54人の遠見番人が配置されていた。内、北方の池間島には池間・前里の両村で12人、大神島は村役が兼務、狩俣村には12人、西方の水納島は村役（小横目1人・村筑1人）が兼務、多良間島には塩川・仲筋の両村で6人、伊良部島には伊良部・仲地の両村で6人、来間村・宮国村・保良村には各村6人の遠見番人が配置され、輪番制を以て、近海を往来する船隻の監視や警備等の任務に当たっていた。遠見番人54人には俸給として夫賃が免除された。

遠見番人の日常的な業務としては、近海を往来する船隻の監視・警備はもとより、業務中の諸出来事を村番所に報告することにあった。

『多良間島往復文書』の「遠見番報告」。

○遠見番報告（明治16年正月の中から抜粋）

・同廿三日乙巳、晴天、風丑寅之間。 ※（1月23日、晴天、風向は北東の風）

火輪船壹艘、四ツ時分寅之方より走出、当島前之沖より八重山島之様走通候事。

※火輪船1艘、午後5時半頃、東北東の方角に現れ当島前の沖から八重山島へ通過した。

○遠見番報告（明治16年2月の中から抜粋）

・同二日癸丑、晴天、風辰巳之間。 ※（2月2日、晴天、風向は南東の風）

火輪船壹艘、四ツ時分申酉方より走出、当島前之沖より宮古島之様走通候事。

※火輪船1艘、午後5時半頃、西南西の方角に現れ、当島前の沖より宮古島へ通過した。

○遠見番報告（明治16年4月の中から抜粋）

・四月朔日辛亥、晴天、風巳之方。 ※（4月1日、晴天、風向は南南東の風。）

塩川村耕作筆者池村仁屋乗伝馬船之儀、九ツ時分出帆八ツ時分寅之方へ走參候。

※塩川村耕作筆者池村仁屋の乗る伝馬船は、6時頃出港し7時頃に北東方へ走り去った。

・同二十日庚午、晴天、風子之方。 ※（4月20日、晴天、風向は北の風。）

馬艦船一艘水納島へ汐掛懸候事。

※馬艦船1艘、水納島に停泊したこと。

上記「遠見番報告」に記されるように、「当日の天気・風向などその日の気象状況をはじめ、伝馬船・馬艦船・火輪船など近海を通過する船隻の監視、津口を出入りする船隻の状況、

各船隻の行き先、通過時刻などを詳細に書き記して、毎日、村番所へ報告する」事が遠見番人の主な日常業務であった。

3. 宮古諸島の遠見台の概要

(1) 北方グループ

①大神島の遠見台

大神島は宮古島の北東約3kmの位置にあって、標高47m余の山を頂点に円錐の形をした小島である。この島に至るには島尻村の津口を出て、『八重山宮古両島絵図帳』に「底千瀬ニテ潮時ニモ荷船不通」と記される浅い海の珊瑚礁群を避けながら北上し、島の南西部に設けられた津口・スマトウズ（島の泊）に入る。近世時代、この島には大神村が営まれていたが、村番所・役人の配置は行われず、村役を以て公務を代行させていた。



大神島の遠見台

大神島の遠見台は、島の中央山頂・標高47.7mの地点にあって、そこにはトゥンバラ（遠見原・遠見柱？）と称する自然の巨石が残されている。横約5m・縦約3m・高さ約3.5mの琉球石灰岩である。このトゥンバラに登ると、西方には島の津口と島尻村の津口及び池間村の津口を結ぶ両航路が眼下に見下ろせ、同時に宮古島の東平安名崎から池間島に至る宮古の東海岸が一望できる。又、島の北～東～南には大海原（太平洋）が広がり、そのかなたの水平線が弓状をなして望見できる。この島の北方海上から東方に抜けて沖縄本島を結ぶ航路が通っているが、その航路を往還する船隻の監視はもとより、宮古の東海岸及び東海上を監視する上でこのトゥンバラは最適な場所である。

『富川親方宮古島諸村公事帳』は、この遠見台について「大神村遠目所」と記し、「船隻を発見したら、早急に崎浜で立火を行い、池間・狩俣の両村へ連絡するよう」指示している。

②池間島の遠見台

池間島は宮古島の北方約1.5kmの位置にある。宮古島からこの島に至るには、狩俣村の西浜の津口から『八重山宮古両島絵図帳』に「此間千瀬ニテ潮時ニモ荷船不通」と記される浅い海を北上して、島の南西端の「おな崎」に設けられた津口に入る。近世時代、この島には池間村・前里村（1766年村立）が営まれ、それぞれに村番所が設置されて与人・目差等の役人が配置されていた。



池間遠見台

池間島の遠見台は島の南西端を占める池間村跡にあって、同村番所跡から約20m離れた標高15mの丘陵上に築造されている。丘陵から突き出た自然の岩盤を利用した円柱形

状の遠見台で、登降用の石段が琉球石灰岩の切り石を用いて40数段設けられている。頂点は平坦で直径約5mの円形をなし、その一角にピヤイ（直径20cm・高さ55cm・円柱形・砂岩）と称する方位石が設置されている。また、遠見台の登り口南方約10mの地点には、烽火をあげたといわれる石積みも残されている。

『宮古島所遣座例帳』によれば、この遠見台には池間・前里両村から12人（2人組・5日勤務の輪番制）の遠見番人が配置され、沖縄本島を往還する早船・春立船・仲立船・後立船などの航行を見守るとともに、近海を通過する船・異国船・漂流船の発見及び監視などに当たっていた。『富川親方宮古島公事帳』によれば、「船を発見するとクリ船を出して、何時分、どの方向に船が現れた」旨、狩俣村番所に報告。また、悪天候の時に漂着船があると立火を3本、破損船の場合は4本の立火を狩俣村へ送る「烽火のシステム」があった。

この島の西～北～東方の海上を沖縄本島を往還する航路が通り、南海上には島の津口と狩俣村及び大神島の津口を結ぶ航路が通っている。『与世山親方規模帳』は「中でも狩俣・池間・前里三ヶ村は諸船往来の肝要なる所なので念を入れて厳重に取り締まるべきこと。」と指示しており、これらの航路を往来する船隻の監視が池間遠見台の重要な役割だった。

また、前里村と遠見台北東方の池間村スタティンミ（火立嶺）には火立番（2人組の輪番制）が配置され、馬艦船の待立火として3月1日から来着まで、早船・春立船・仲立船・後立船など地船の待立火として9月1日から来着まで、毎晩、待立火を焚いて船々への目印とする灯台の役割を果たしていた。

③狩俣村の遠見台

狩俣は宮古島の北端に位置する古い集落である。近世時代には狩俣村が営まれ、村番所が設置されて首里大屋敷・目差等の役人が配置されていた。狩俣の遠見台は村番所跡（現在の公民館）右手のザーナンツ（座の道）を東へ約50m進んだ所、集落背後の標高約32mの丘陵上に所在する。遠見台のすぐ東端は断崖絶壁で、海を隔てて東正面に大神島がくっきりと望見できる。北方は狩俣村の発祥地・フンムイ（大森）と称される聖域である。南側には隣接して「クルマ神」を祀るクルマザー御嶽があり、さらに南方約100mの地点にはビダディ（火立）と称する今日の灯台の役割を果たしていた場所がある。

遠見台の規模は約5m×10mの広場で、大神島に面して低い石積みが施され雑木が垣根をつくっている。その一角に円柱形状（直径59cm・高さ約30cm）のピヤイイスと称



狩俣遠見台

する方位石が設置されている。伝承によれば、この広場には明治の末頃まで遠見番屋（壁・石積み、屋根・瓦葺き、約3坪）が設けられていたという。この遠見台からは大神島と池間島を結ぶ航路が眼下に見下ろせ、さらにその北東方には宮古島と沖縄本島を結ぶ航路が監視できる。

『宮古島所遣座例帳』によれば、狩俣遠見台には12人（2人組・5日勤務の輪番制）の

遠見番人が配置され、海上の監視と沿岸警備に当たっていた。宮古島の東海上に現れた船は最初に大神島、次に池間島で発見される。大神島の遠見台で船を発見すると島西方の崎浜において狩俣村・池間島向け立火を送り、池間島からは飛船が狩俣村に送られた。また、悪天候の時に池間島に漂着船・破損船があった時には「漂着船は3本・破損船は4本」の立火が狩俣村へ送られた。悪天候の時に船が現れた場合には、狩俣村では遠見番人の内から浦海（西の浜）に番人を配置して池間村の火立所を監視させ、立火が上がった場合には了解の合図火を浦海に立てさせた。こうして船が現れ、或いは、池間村から飛船・立火の報告を受けると、狩俣村では早馬による早遣（ピヤーツカイ）と称する伝令を蔵元へ遣わした。即ち、この狩俣遠見台は船隻に関する大神島・池間島からの情報を蔵元に中継する重要な役割を担っていた。

また、遠見台南方のビダディでは、池間村・前里村・平安名村と同様に火立番（2人組の輪番制）が配置され、馬艦船の待立火として3月1日から来着まで、早船・春立船・仲立船・後立船など地船の待立火として9月1日から来着まで、毎晩、待立火を焚いて船の目印とした。

（2）西方グループ

①水納島の遠見台

水納島は多良間島の北方約8kmの位置にあって、周囲を干瀬・干渉で囲われた小島である。宮古島からこの島に至るには、漲水の津口を北上して外海に出て、伊良部島・下地島の北方海上を西に進んで水納水道に入り、その後、進路を北西にとって『八重山宮古両島絵図帳』に「村より小舟入江ハ未申之間。此島よりたらま島迄舟路弐里。」と記される島の南西岸の津口・マイドウマリ（前泊）に入る。（但し、この津口は「舟かかり不成」）。『正保琉球国絵図』では「宮古島はり水より見んな島迄海上三拾五里酉之方ニ当ル」と記されるコースである。

島の津口から北方へ一直線にのびるマイドウマリンツ（前泊道）を上り詰めると「ミンナペーユヌス」を祀る「水納御嶽」があり、その右手のけもの道を更に東進すると「宮古遠見台」のあったといわれる東海岸に至る。島で最も高い標高10mの海岸端の広場で、人工的な構築物は何もなく、その一角において烽火を上げたという。この海岸端に立つと東方に海原が広がり、その水平線には宮古の島影が細長く望見できる。この海上を宮古島と島を結ぶ航路が通っている。伝承によれば「宮古からの船が見えると合図の烽火を上げて村人に知らせた」という。この遠見台が「宮古遠見台」の名称の示すとおり宮古方面を往来する船隻の監視を主たる目的に設置されたであろうことがうかがわれる。

近世時代、この島には水納村が営まれているが、1771年の明和の大津波で1度は全滅し、後年、新しく村立てが行われた。この水納島には村番所・役人を配置せず、島の百姓から小横目一人・村筑一人を選任して、遠見番を含む諸事の公務を勤めさせていた。

『多良間島公事帳』によれば、この島に船隻が停泊し、或いは、破損した場合には、飛船を出して多良間島へ報告。天気が悪く渡海するのが困難な場合には遠見台で立火を行い多良間島へ連絡した。また、外国船・唐船・大和船が漂着した場合には、遠見台を中心に

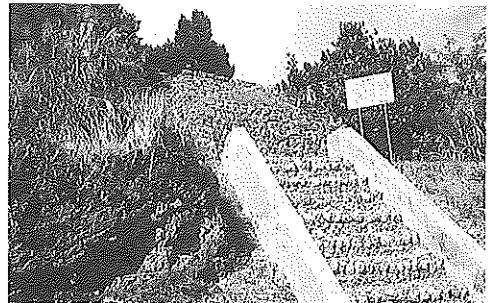
昼は3本の立煙・夜は3本の立火を以て多良間島への連絡を行っていた。

②多良間島の遠見台

多良間島は宮古島の南西方約140km、八重山の北東約72kmの位置にあって、島の周囲を干瀬・干渉で囲まれた島である。宮古の漲水の津口からこの島に至るには、伊良部島・下地島の南海上を干瀬の切れ目を通り抜けて水納水道に入り、更に南西に下るコースをとつて『八重山宮古両島絵図帳』に「村より小舟入江は子之方」と記される北海岸の津口・マイドマリ（前泊）に入る。『正保琉球国絵図』で「宮古島はり水より多良間島迄海上三拾五里申酉之間ニ当ル」と記されるコースである。近世時代、この島には仲筋村・塩川村が営まれ、村番所は仲筋村に置かれて首里大屋子・目差等の役人が配置されていた。島には「宮古遠見台」と「八重山遠見台」の2か所の遠見台があり、「宮古遠見台」は仲筋村の北東側・「八重山遠見台」は仲筋村の北西側に築造されている。

【宮古遠見台】

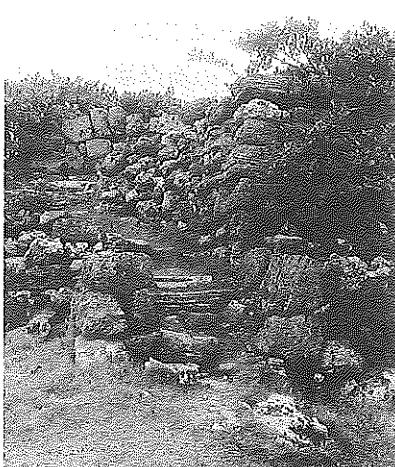
宮古遠見台は北海岸の津口マイドウマリ（前泊）から村番所に向かうマイドウマリンツ（前泊道）の途中にあって、標高約20mの地点に築造されている。琉球石灰岩の切石を用いてピラミット状に積み上げた砦風の遠見台である。登降用の石段が設けられ、頂上の一角落方位石らしき石柱が置かれている。また、遠見台の傍らには遠見番が詰めていたといわれる遠見番屋の遺構も若干残されている。



宮古遠見台

この遠見台からは北方に水納水道及び水納島が望見でき、東方には宮古島方面に広がる海上を雜木の間から見ることができる。水納島の遠見台からは水平線上に宮古島の島影が見えることから、雜木を除けばこの遠見台からも宮古島が望見できるものと思われる。西から南にかけては陸地部でその方面的海上を見ることは不可能である。「宮古遠見台」の

名称の示す通り、この遠見台は「宮古島と多良間島を結ぶ航路」及び水納水道を通つて「宮古島と八重山を結ぶ航路」を往還する船隻の監視を目的に築造されたものと思われる。



八重山遠見台

【八重山遠見台】

八重山遠見台は、村番所の北方約500m離れた多良間島で最も高い標高32.7mの地点に、この島特有の砂岩の切石を積み上げて築造されている。底辺の周囲は約23m・高さは約2.5mで、頂上は周囲約17mの円形状をなし、螺旋状に階段が設けられている。

宮古遠見台と同じ形態をした砦風の遠見台である。

この遠見台からは西方に石垣島・北方に水納島が一文字に望見できる。東から南にかけては陸地部でその方面的海上を見ることは不可能である。「八重山遠見台」の名称や位置からこの遠見台が八重山方面及び水納水道を往還する船隻の監視を主たる目的として築造されたことがうかがわれる。

『多良間島公事帳』によれば、多良間島には仲筋・塩川の両村から12人の遠見番人が配置され「2人組・5日勤務の輪番制」がとられ、その傍ら、1人につき月に「アダン葉2間筵(むしろ)」1枚を織らせて納めさせていたが、1874年には「むしろ織り」を免除して遠見番を6人に削減し、「1人・5日勤務の輪番制」とした。

また、多良間島北方の水納島には遠見番人を配置せず、小横目・村筑の両人に兼務を命じて、同島に停泊船・破損船があると多良間島へ飛船を送り、悪天候の際には昼は立煙・夜は立火をもって多良間島へ合図火を送らせた。多良間島では水納島の飛船・立煙・立火を受け、或いは、多良間島に漂着船があると、直ちに飛船を宮古島の蔵元へ遣わした。

③伊良部島の遠見台

伊良部島は宮古島の北西方約5kmの位置にあって、島の北東端から下地島の西崎にかけて干瀬が発達し、下地島・伊良部島の南西方の海には来間島から延びる帶状の干瀬が発達している。この島に至るには、漲水の津口から西方に進み、『正保琉球国絵図』で「はり水より永良部島迄奄里拾町」と記されるコースをとって、島の南岸の「船掛不成」と記される津口に入る。島の北方海上には漲水の津口から水納島・八重山方面を結ぶ航路が通り、島南方の海上には漲水の津口から多良間島・八重山方面を結ぶ航路が通っている。近世時代、この島には伊良部村、仲地村（1766年に伊良部村から分村）、国仲村（1737年に池間村から移住分村）、長浜村（1786年に佐和田村から分村）、佐和田村（1686年の村立）が営まれ、伊良部村には首里大屋宇・目差、他4村には与人・目差の役人等が配置されていた。

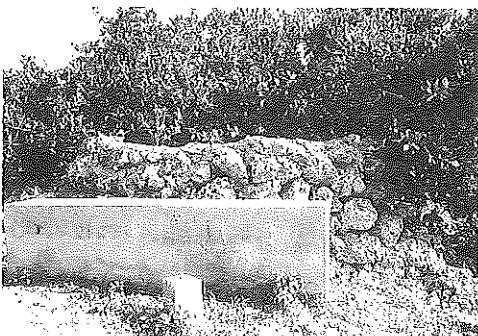
伊良部島の遠見台は元伊良部村（現・字伊良部）にあったが、この間の道路拡張・圃場整備事業で全て除去され、現在は存在しない。『広報いらぶ』（1983年1月30日号）によれば「遠見台の高さは約7m、底の部分の広さは4坪程のピラミット型をしていた。頂上は疊2枚が敷ける程の広さがあり、狼煙（のろし）をたいた跡や、そのための石が置かれていた。中央には日時計ではないかと思われるものがあり、放射状の線が幾本も引かれていた。又、火成岩でできた方向板と思われるものもあった。（筆・福島方希）」と記している。この遠見台の北～東～東南にかけては小高い陸地部のためその方面的海上は見えないが、西方には多良間島・水納島方面へ続く海原が一望でき、快晴の日には水平線上に八重山の島影が望見できる。この西方海上には宮古島と多良間島・水納島・八重山を結ぶ航路があり、遠見台は主にこれらの航路を往還する船隻の監視を主たる目的に築造されたものと思われる。

『宮古島所置座例帳』によれば、伊良部島の遠見台には6人（1人・5日勤務の輪番制）の遠見番人が配置され、海上の監視・警備に当たっていた。そして、昼間、船隻を発見す

ると、長山火立所で2本の立火を行い、何船でも通過し、或いは、島の近くで座礁・破損した場合は、親泊・神屋浜の中央の岩礁で2本の立火を行うと共に、飛脚を出して蔵元に報告する。外国船が島に着船しそうな場合は同岩礁で3本の立火を行い、飛脚を蔵元に送つてその顛末を報告する。夜間に船の照火が見えた場合は、同様に立火を行い、蔵元北側にある火立所へ合図火を送る「烽火のシステム」がとられていた。

④来間島の遠見台

来間島は宮古島の西方約1,2kmの位置にあって、島の東側は標高40m余の断崖絶壁で、西方に向かってなだらかな傾斜をなす東高西低の島である。島の南東端に位置する東崎から来間水道を横切って対岸の赤崎御嶽の海岸まで干瀬が発達し、北方の海も島の北端に位置する西崎から伊良部島・下地島の東崎まで帶状に干瀬が続いている。この干瀬の切れ間「此干瀬之内、船通筋、五口有」を抜けて、宮古島漲水の津口と多良間島・八重山方面を結ぶ航路が通っている。



来間遠見台

近世時代、この島には中央東よりに「くれま村（来間村）」が営まれ、村番所が設置されて与人・目差等の役人が配置されていた。この島に至るには下地間切与那覇村西方の浜（前浜）から来間水道を横断して島の中央東断崖下の津口に入る。津口の北側に村内に通じる断崖に設けられた石段があり、その石段を登り詰めて約30mほど行くと来間村番所に至る。

来間島の遠見台は村番所跡の北方約100m離れた標高45mの丘陵上にあって、その形態は琉球石灰岩を積み重ねて築造された砦風の遠見台である。二段構えをした円形状の台で、一段目の台は直径約5m・高さ約2,5mで螺旋状に階段が8段設けられている。二段目の台は一段目の台の南端部分にあって、直径2m・高さ80cmの円形をなし4段の石段が設けられている。その説明板には「昔、ここには見張人がいて対岸の与那覇の浜に役人の姿を確認したら直ちに村番所に急報し、早舟を飛ばして迎える仕組みになっていた」と記されている。

『宮古島所遣座例帳』によれば、この遠見台には6人（1人・5日勤務の輪番制）の遠見番人が配置されていた。そして、船隻を発見すると「何時分、どの方向に現れた」旨、早遣（ピヤーツカイ）を出し、海を渡つて対岸の与那覇村番所へ報告書を届けた。与那覇村番所では来間村からの報告書を受けると早急に平良の蔵元へ直に報告書を届けるシステムがとられていた。

（3）南方グループ

①宮国村の遠見台

宮国村の遠見台は、宮国村番所の西方約1km・シナト浜の北方約700mの丘陵上に所在したといわれる。『琉球諸島における和寇遺跡の研究』（稻村賢敷）は「上野村字宮国の

西方約十町計りの所の丘陵上に〔たいや一原遺跡〕があり、そのすぐ南に当たる岡の上に〔たいつき岩〕と称する見晴らしのきく遠見台の遺跡がある。此處には方位石も取り付けてある」と記しているが、この間の道路拡張・圃場整備事業等で除去され、現在、その痕跡を留めるものは何もない。ンナト浜の沖合にはウップシ（大きな珊瑚礁群）があり、遠見台の位置から見て、主にウップシを含むその沖合、即ち、宮古島南西海上の監視・警備を担っていたようである。

『宮古島所遣座例帳』によれば、この遠見台には6人（1人・5日勤務の輪番制）の遠見番人が配置されていた。そして、船隻を発見すると、「何時分、どの方向に現れた」旨、早遣（ピヤーツカイ）を蔵元に遣わし、その顛末を報告させた。

② 保良村の遠見台

保良村の遠見台は、保良集落の東南方約300m離れた「タキナカ山の頂上」に築造されていたといわれる。タキナカ山は保良集落の発祥の地と言われ、鬱蒼と茂る福木林の中に「ウプユース・アガズティダ・カンドゥヌ」（弓ヌ主）を祀る御嶽がある。遠見台の位置から見て、主に宮古島南東海上の監視・警備を担っていたようである。

『宮古島所遣座例帳』によれば、この遠見台には6人（1人・5日勤務の輪番制）の遠見番人が配置されていた。そして、船隻を発見すると、「何時分、どの方向に現れた」旨、早遣（ピヤーツカイ）を蔵元に遣わしその顛末を報告させた。

また、隣村の平安名村には池間村・前里村・狩俣村と同様、火立番（1人の輪番制）が配置され、馬艦船の待立火として3月1日から来着まで、早船・春立船・仲立船・後立船など地船の待立火として9月1日から来着まで、毎晩、待立火を焚いて船の目印とした。

4. 宮古諸島の遠見台と「烽火の制」

『富川親方宮古島諸村公事帳』『多良間島公事帳』に「烽火の制」に基づく通信連絡システムが記されている。船隻の往来について、立火・立煙・飛船（早舟）・飛脚・早馬・早遣（ピヤーツカイ）等を利用した蔵元への通信連絡システムがあり、北方・西方・南方3つのルートが存在した。

【北方ルート】

- ・大神島で船隻を発見すると狩俣村・池間島に立火を送る。
- ・池間島では船隻が現れるとくり舟（早舟）を出して狩俣村へ報告。又、悪天候の時に漂着船があると立火を3本、破損船の場合は4本の立火を狩俣村へ送る。
- ・狩俣村では船隻が現れると早馬を用意し、池間島からの早舟・立火の報告を受けると、早遣を送って蔵元に報告する。

【西方ルート】

- ・水納島で船隻が停泊・破損した場合は飛船を出し、悪天候の時には立火を多良間島に送る。外国船・唐船・大和船が漂着した場合は立火を3本、昼は立煙・夜は立火を用いる。

- ・多良間島では外国船・唐船・大和船が漂着した場合は飛船を出して蔵元へ報告する。
- ・伊良部島では昼間、船隻を発見すると長山の火立所で立火を1本、近づくと2本、通過した場合は親泊・神屋浜の真中の岩礁の上で立火を2本立て、飛船を出して蔵元へ報告する。外国船の場合は同岩礁の上に3本の立火を蔵元へ送る。夜間に船の照火が見えた場合も同様に立火する。
- ・来間島では船隻を発見すると早遣を出して与那覇村へ報告。
- ・与那覇村では来間島から報告を受けると早急に蔵元へ報告する。

【南方ルート】

- ・宮国村・保良村で船隻を発見すると、早遣を出して蔵元へ報告する。

以上のように宮古諸島の遠見台においても、船隻の往来について、立火・立煙・飛船・飛脚・早馬・早遣による蔵元への通信連絡システムがとられていた。

5. 各遠見台・烽火の制に関する史料

【北方ルート】

大神村遠目所

- ①船走出候ヘバ、崎浜江早速立火候ハバ、池間・狩俣両村相通候事。

※『富川親方宮古島諸村公事帳』(船方之事)

訳・船が現れた場合は、早急に崎浜に立火すれば、池間・狩俣の両村に連絡できる。

池間村

- ①大神村崎浜江致立火候ハバ、クリ舟用意ニテ、船走出次第、何方江何時分走出候段、問合書狩俣村江可相届事。

附 一、走候勘、本文同断。

- 一、風波荒立浦海渡難成砌、漂着船來着、且又、何方ニテモ及破損候ハバ、漂着船ハ立火三ツ、破損船ハ立火四ツ相立、狩俣村ヨリ合図火有之候ハバ可相消候。

※『富川親方宮古島諸村公事帳』(船方之事)

訳・大神村の崎浜で立火があった場合はくり舟を用意して、船が現れ次第、「どの方角に何どき現れた」旨、問合書を狩俣村へ届け出すべきこと。

附 1、通過した場合も、本文と同様である。

- 1、風波荒立たしく浦海を渡るのが困難な状況の時、漂着船が来着し、また、何処の方にでも破損船があった場合は、漂着船は立火を3本・破損船は4本の立火を行い、狩俣村から了解の合図火があれば消火すべきこと。

- ②何船ニテモ池間浦走廻候ハバ、クリ船漕出、船口委細承、蔵元江可申越事。

※『富川親方宮古島諸村公事帳』(船方之事)

訳・如何なる船でも池間の浦海を廻航した場合は、くり舟をこぎ出し、船の事情を詳細に聞いて、蔵元へ報告すべきこと。

③諸船難船破船等ノ節ハ夜中篝火相立、早速漕出入命相救候儀ハ勿論、御物自物共潜揚、諸般無手抜取計候様、跡々被仰渡置候通厳重取守、尤中、狩俣・池間・前里三ヶ村ハ諸船往来肝要成所候間、分テ入念候様堅可致取締事。

※『与世山親方宮古島規模帳』(1768年)

訳・船が難船・破船などになった場合は、「夜中かがり火を立て船を出して人命を救助するのは勿論、御用物・私物などの荷物を引き揚げ、諸々に手抜きなく取り計らう様」以前からの指示の通り厳重に遵守すること。中でも「狩俣・池間・前里の三か村は諸船往来の重要な所なので、特に念を入れる様」厳重に取締りを行うこと。

④池間浦并来間浦江諸船潮掛之砌藏方ヨリ公用筋差遣又ハ無拵用事之方、池間浦者浦海江來間浦ハ前浜江印部相立候ハバ早速漕寄、尤無用之者共見廻环トテ往通仕候儀、無益之失墜不宜候間、堅ク召留候事。

附 公用筋之印部三ツ・諸人用事に付テ之印部は一つ相立候。若諸人用事公用筋二相紛三ツノ印部相立候ハバ不締之儀候間、無遠慮披露可申出候。

※『富川親方宮古島諸村公事帳』(船方之事)

訳・池間・来間の海に諸船が停泊し蔵元より公用で役人を派遣した時、又は止む得ない用事の場合、池間の海では狩俣の浦海(西の浜)に、来間の海では与那覇村の前浜に印札を立てる所以早速舟を漕ぎ寄ること。尤も無用な者共が見廻りと称し、舟を利用して往復することは無益で信用を失墜し宜しくないので厳しく禁止する。

附 公用の場合は三つの印札・諸人の用事の場合は一つの印札を立てること。もしも諸人の用事で公用と思わせ三つの印札を立てた場合には、不締のことなので遠慮無く披露し報告すべきこと。

⑤(池間・前里・狩俣・平安名、合四ヶ村)馬艦船待立火三月朔日ヨリ地船待立火九月朔日ヨリ着船之日迄、船々出入舷相記置日算以帳面ニ可払出事。

※『富川親方宮古島諸村公事帳』(船方之事)

訳・(池間・前里・狩俣・平安名の4か村)馬艦船の待立火は3月1日から着船の日まで、地船の待立火は9月1日から着船の日まで。船々の出入りを正確に記載し日算を以て帳面に纏めておくこと。

狩俣村

①大神村崎浜江致立火候へ共(ハ)、遠目人、乗馬致用意、船走出候次第、何方江何時分走出候段、早速、蔵元江首尾方可致事。

附 口入之首尾方同断。

- ②船走出風波荒立候砌、漂着船ニテ候ハバ池間村江立火三ツ、何船ニテモ及破損候ハバ立火四ツ相立候様申渡置候。船走出風波荒立候ハバ、遠目番人之内ヨリ浦海江番人相附、池間村立火所見届サセ、弥、火立三ツ・四ツ相立候ハバ、右ノ次第と相心得、浦海江合図火立、其段、早速、蔵元江可申超事。

- ③船方の儀ニ付テ、池間村ヨリ問合相届候ハバ、早速、蔵元江直ニ可相届事。

※『富川親方宮古島諸村公事帳』(船方之事)

訳

- ①大神村の崎浜に立火があれば、遠目人は乗馬を用意して、船が現れ次第、「どの方角に何時分に現れた」旨、早急に蔵元へ経過・結果を報告致すべきこと。

附・津口(泊)に入港した時の経過・結果も同様である。

- ②風波荒立たしい時に船が現れた場合、その船が「漂着船だった場合には立火3本・如何なる船でも破損した場合には立火4本」を立火するよう池間村へ申し渡してある。風波荒立たしい時、船が現れた場合には遠目番人の内、浦海へ番人を配置して池間村の立火所を監視させ、3本・4本と立火が上がった場合には、右の事情である事を察して、浦海に了解の合図火を立て、その旨、直ちに蔵元に報告すべきこと。

- ③船方の儀、池間村から問合書が届いたら、早速、蔵元へ直に届けるべきこと。

【西方ルート】

水納島

- ①水納島之儀、船路之小島ニテ、曇之役人罷渡常詰ニテ下知方不相違候付、同島百姓之内慥成者ヨリ小横目一人・村筑一人相立、諸事之下知方可為相勤候。

- ②不依何船潮掛並破船ノ砌ハ諸用無間違相弁、早速、多良間島ノ曇役人方ヘモ右ノ筋飛船ヲ以曇届、尤、天氣ノ支之有渡海難成候ハバ遠目所致立火、多良間島江相通候様、小横目・村筑兩人江可申渡候。

附 外国船並唐船大和船漂着之砌ハ、遠目所本ニシテ近所三方江昼ハ煙立夜ハ致立火、早速、多良間島江相通候様可申渡置候也。

※『多良間島公事帳』(水納島勤方之事)

訳

- ①水納島は、船路で隔てられた小島のため、役人が島に渡り常駐して下知することができないので、島の百姓の内、確かなる者の中から小横目1人・村筑1人を選び、諸事の下知方を勤めさせるべきである。

- ②如何なる船であろうとも、停泊・破損した場合は、諸用を間違ひなく行い、早速、多良間島の役人へも右の事情を飛船を以て報告し、尤も、天気が悪く渡海するのが困難な場合は、遠目所で立火し、多良間島へ連絡する様、小横目・村筑へ申し渡すべきこと。

附・外国船、唐船、大和船が漂着した場合は、遠目所を中心に3方で、昼は立煙、夜は立火を行って、早急に多良間島へ連絡するよう申し渡して置くこと。

多良間島

- ①遠目番人之儀、十二人召付、五日詰ニテ一番二二人宛相勤、一人二付、月ニアダンバニ
間筵一枚宛相納候処、以来六人ニテ一番に一人勤申付、右筵調方モ差免、左候テ当番の
節ハ風根見届、毎朝、曇ノ役人方引合、尤、何某江致代合候段、幟首尾申出相勤候様、
可申渡事。

※『多良間島公事帳』(諸事勤方之事)

- ②外国船並唐船・大和船漂着候ハバ、諸事御条目通相勤、無滞飛船相仕立、其付届可致候。
輕外国人ニテ候ハバ、其島詰役人之内賦合警護ニテ、宮古島之様列渡候テモ可相済事。

※『多良間島公事帳』(小国船並唐大和船漂着之時勤方之事)

訳

- ①遠目番人の儀、12人を配置して、5日詰めで1番に2人づつ勤務させ、1人に付き月
にアダンバ2間筵（むしろ）を織らせ納めさせていたが、その後、6人制にして1番に
1人づつ勤務を申し付け、筵の調え方は免除とした。当番の時は、毎朝、風の方向を見
届け、担当役人に報告を行い、何某へ交代した旨、正確に経過・結果を報告して勤務す
る様、申し渡すべきこと。
- ②外国船並び唐船・大和船が漂着した場合は、諸々の事は御条目どおり勤め、滞りなく飛
船を出してその報告書を（藏元へ）届けるべきこと。軽易な外国人であれば島役人を割
り振って警護し、宮古島へ連れ渡すこと。

伊良部村

- ①昼中、遠目所ヨリ船見へ候ハバ長山火立所一時程火立仕、島近寄自然無心元船ト見及候
ハバ、紛敷無之様、火ニツ同所江可立事。
- ②右、何船ニテモ走通候ハバ、親泊・神屋浜両所真中瀬之上立火可致事。
附 島近ク乗掛、自然、破船之仕合も有之候ハバ、親泊・神屋浜両所真中瀬之上、間ヲ
置、一度ニ火ニツ相立、尤、其首尾方飛脚ヲ以可申越候。
- ③外国船、自然、右島江着船之様子相見へ候ヘバ、親泊・神屋浜両所真中瀬之上、間ヲ置、
一度ニ火ニツ相立、早速、其首尾方飛脚ヲ以右同断之事。
附 夜入、船走出照火相見へ候砌、早速、本文之通致立火、藏元北之火立所江合団火請
候ハバ可消取候。
- ④依風波飛脚難渡儀モ候ハバ、立火能々入念、仮令、藏元北之立火所江合団火請候共、首
尾方不相済内ハ消間敷候事。

※『富川親方宮古島諸村公事帳』(船方之事)

訳

- ①昼間、遠目所から船影が見えた場合は、長山の火立所に一時程立火し、島に近づき心元
なき船と確認したら、紛らわしくない様、同所で火を2本立火すべきこと。
- ②如何なる船であろうとも通過した場合は、親泊・神屋浜両所の真中の岩礁の上に立火す
べきこと。

- 附・島の近くで座礁・破船した場合は、親泊・神屋浜両所の真中の岩礁の上に、間をあけて一度に火を2本立て、その経過・結果を飛脚を以て報告すべきこと。
- ③外国船が島に着船しそうな場合は、親泊・神屋浜両所の真中の岩礁の上に、間をあけて1度に火を3本立て、早急にその経過・結果を飛脚を以て報告すべきこと。
- 附・夜になって、船の照火が見えた場合は、本文どおり立火し、蔵元の北側にある立火所へ合図火を送ったら消火すべきこと。
- ④風波により飛脚を出す事が困難な場合は、立火は念を入れて行い、例え蔵元北側の立火所へ合図火を送っても、事の次第がはっきりするまでは火を消さないこと。

来間遠目所

- ①船走出候ハバ、無間違、何時何方江走出候段、早遣相立、問合書与那霸村江相届候事。
附 走通候砌、本文同断。

※『富川親方宮古島諸村公事帳』(船方之事)

訳

- ①船が現れた場合は、間違なく、「何どきにどの方角に現れた」旨、早遣を出し、問合書を与那霸村へ届けること。
附・船が通過した場合も同様である。

与那霸村

- ①船方之儀ニ付テ、来間村ヨリ問合書相届候ハバ、早速、蔵元へ直ニ可届事。

※『富川親方宮古島諸村公事帳』(船方之事)

訳

- ①船方の儀、来間村より問合書が届いた場合は、早急に蔵元へ直に届けるべきこと。

【南方ルート】

宮国村・保良村

- ①船走出候ハバ、無間違、何時何方江走出候段、早遣ヲ以テ蔵元江首尾可申出事。

※『富川親方宮古島諸村公事帳』(船方之事)

訳

- ①船が現れた場合は、間違なく、「何どきに、どの方角に現れた」旨、早遣を以て、蔵元へ経過・結果を報告すべきこと。

【遠見番人】

- ◎遠目番人五十四人

狩俣村十二人、池間前里両村ニテ十二人、伊良部仲地両村ニテ六人、来間宮国保良三ヶ村一ヶ村六人宛、仲筋塩川両村ニテ六人。

※『宮古島所遣座例帳』

訳

◎遠目番人は54人。

狩俣村=12人。池間村・前里村=両村で12人。伊良部村・仲地村=両村で6人。来間村・宮国村・保良村=各村とも6人づつ。多良間の仲筋村・塩川村=両村で6人。

【火立人】

◎平安名村	夫壱人、火立タイ取、一夜炉夫
狩俣村	夫弐人、火立タイ取、一夜炉夫
池間村	夫弐人、火立タイ取、一夜炉夫
多良間島	夫弐人、火立タイ取、一夜炉夫

※『宮古島所遣座例帳』

訳

◎平安名村	火立人1人、火立用松明の確保、一夜の炉夫
狩俣村	火立人2人、火立用松明の確保、一夜の炉夫
池間村	火立人2人、火立用松明の確保、一夜の炉夫
多良間島	火立人2人、火立用松明の確保、一夜の炉夫

【地船の帰島】

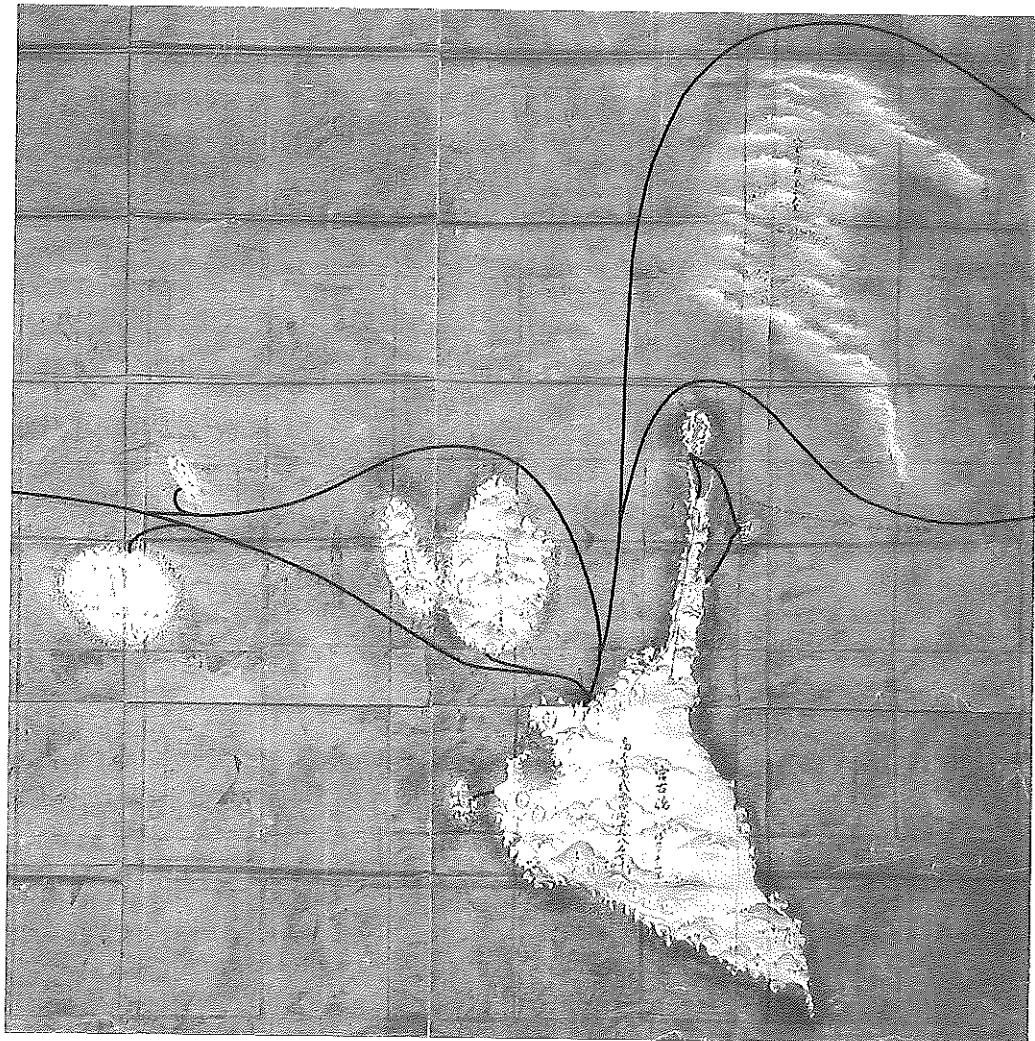
◎春立船・仲立船、御当地ヨリ帰帆之砌、居合之諸役人蔵元相揃、左右拝伏候事。
※『富川親方宮古島諸村公事帳』(諸事勤方之事)

訳

春立船・仲立船が琉球から帰島した場合は、居合わせの役人は蔵元に揃い、全員、拝伏して迎えること。

終わりに

2月カジマーズが過ぎ、3月に入って海が穏やかになると、那覇の宮古蔵で傭船された年貢運搬用の馬艦船が宮古島に向かう。これら数隻の馬艦船は宮古の御用物・御用布・年貢粟を積み、4月には早船・春立船、5月には仲立船、6月には後立船とともに、南風を利用して琉球へ渡航した。宮古蔵に年貢を納入り諸用を済ませた地船（早船・春立船・仲立船・後立船）は、公用・島用の必需品を購入して船に積み込み、9月から10月の北風を利用して宮古島へ帰島した。それ故、宮古島では3月に宮古島へ向かう馬艦船を迎えるため、3月1日から船々が到着するまでの一定期間、また、公用を終えて宮古島へ帰る地船を迎えるため、9月1日から船々が到着するまでの一定期間、池間村・前里村・狩俣村・平安名村で、毎夜、待立火を灯し続け船々への目印とした。大神島の東方海上に地船が現れると、大神島の崎浜で立火が上がり、池間島からは早舟が狩俣村へ送られ、狩俣村からは早馬による早遣（ピヤーツカイ）が出されて船々の帰島が蔵元へ伝達された。蔵元では地船帰島の伝達を受けると、居合わせた役人全員が蔵元に揃って拝伏し、帰島する船々・役人一行を出迎えるシステムが取られていた。



『正保琉球国絵図』

参考文献

- 『正保琉球国絵図』（1648年）
- 『元禄琉球国絵図』（1702年）
- 『八重山宮古両島絵図帳』（1647年）
- 『与世山親方宮古島規模帳』（1767年）
- 『富川親方宮古島諸村公事帳』（1874年）
- 『多良間島公事帳』（1874年）
- 『宮古島所遣座例帳』（1874年）
- 『沖縄県歴史の道調査報告書・宮古周辺離島の遠見台と海上の道』（拙筆・平成3年）
- 「平良市史だより第23号・宮古諸島の遠見台と烽火の制」（拙筆・平成3年）
- 「琉球新報、歴史の道を歩く・宮古諸島の遠見台と烽火の制」（拙筆・1993年）
- 「宮古毎日新聞、烽火（のろし）・待立火」（拙筆・1993年5月）